

収集及びメールの送受信のために、本件タブレットを使用していた。また、1名の親族が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、本件タブレットをインターネットやメールの送受信のみに使用していたのであれば、携帯電話等でも代用できるし、破損後に改めて購入していないことからすれば、そもそも本件タブレットは政務活動のために必要でなかったと主張する。

しかしながら、一般的に、携帯電話の画面は小さく、県議が調査研究目的で様々な情報を収集する場合に、携帯電話のみで用途を充足できることは少なく、インターネットを利用するにはタブレットの方がより適している。また、畠山議員は、本件タブレットの破損後は、従前使用していた携帯電話を新たにスマートフォンに変更し、従前のタブレットの代替として使用している。

(イ) 原告は、畠山議員が自宅兼事務所に設置した個人私費パソコンを政務活動に利用しているのであれば、更に平成26年デスクトップパソコン等が必要であるとは考えられないと主張する。

しかしながら、県議は様々な場所で政務活動を行うこと、畠山議員の妻が政務活動を補助していることや、個人私費パソコンは妻自身の仕事にも使用していることを踏まえると、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。

(ウ) 原告は、議会貸与ノートパソコンと平成26年デスクトップパソコン等の用途は同じであるから、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張するものの、前記のとおり、県議は様々な場所で政務活動を行うことや、畠山議員の妻が政務活動を補助していることからすると、複数台のパソコンを所持することは必要かつ有用である上、議会貸与ノートパソコンは議会棟内の会派控室内に備え置かれているので、他の場所で政務活動を行う際には、他のパソコンが必要になることは明らかで

ある。

カ 安藤議員について

安藤議員は、議会貸与ノートパソコン、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等、事務所に設置している個人私費パソコン、自宅に設置している2台の個人私費パソコンを所持しており、過去平成25年ノートパソコン等を所持していたものの、現在これは破損している。また、事務職員1名、安藤議員の妻1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、安藤議員が平成25年ノートパソコン等の破損後に改めてパソコンを購入していないから、そもそも平成25年ノートパソコン等は不要であったと主張する。

しかしながら、安藤議員は、平成25年ノートパソコン等の破損後、個人私費パソコンを購入して使用しており、原告の主張は、その前提を欠くものである。

(イ) 原告は、個人私費パソコンが事務所に設置されているし、同じ用途である議会貸与ノートパソコンを有効活用すれば、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張する。

しかしながら、県議は様々な場所で政務活動を行うことや、事務職員1名と安藤議員の妻が政務活動を補助していることからすると、複数台のパソコンを所持することは必要かつ有用である上、議会貸与ノートパソコンは議会棟内の会派控室内に備え置かれているので、他の場所で政務活動を行う際には他のパソコンが必要になることは明らかである。

キ 安部議員について

安部議員は、議会貸与ノートパソコン、本件タブレット、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等を所持しており、本件タブレットは、インターネットによる情報収集に使用している。また、親族1名

がパソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、本件タブレットをインターネットやメールの送受信のみに使用していたのであれば、携帯電話等でも代用できることからすれば、そもそも本件タブレットは政務活動のために必要でなかったと主張する。

しかしながら、一般的に、携帯電話の画面は小さく、県議が調査研究目的で様々な情報を収集する場合に、携帯電話のみで用途を充足できることは少なく、インターネットを利用するにはタブレットの方がより適している。

(イ) 原告は、議員貸与パソコンのみで用途を満たせるから、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張するものの、前記(3)のとおり、県議は様々な場所で政務活動を行うことや、親族1名が政務活動を補助していることを踏まえると、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。

ク 洋一議員について

洋一議員は、議会貸与ノートパソコン、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等、自宅に設置している個人私費パソコンを所持しており、過去平成25年ノートパソコン等を所持していたものの、これは平成30年5月に破損した。そして、洋一議員は、質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信のために、平成25年ノートパソコン等を使用している。また、事務職員1名、親族1名がパソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、洋一議員が平成25年ノートパソコン等の破損後に改めてパソコンを購入していないから、そもそも平成25年ノートパソコン等は不要であったと主張する。

しかしながら、洋一議員は、同パソコンの破損後、個人私費パソコン

を購入して使用しており、原告の主張はその前提を欠くものである。

- (イ) 原告は、議員貸与パソコンのみで用途を満たせるし、平成25年ノートパソコン等と平成26年デスクトップパソコン等は用途が同じであるからいずれも不要であると主張するものの、県議は様々な場所で政務活動を行うことを踏まえると、複数台のパソコンを所持することは必要かつ有用であるというべきである。また、平成25年ノートパソコン等は、自宅に設置して主に洋一議員が使用しているのに対し、平成26年デスクトップパソコン等は、事務所に設置して主に事務職員が使用しており、設置場所も主たる使用者も異なるから、複数台を使用する必要性が否定されるものでないことは明らかである。

ケ 中山議員について

中山議員は、議会貸与ノートパソコン、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等、自宅兼事務所に設置している個人パソコン、事務所に設置している個人パソコン及び個人私費パソコンを所持している。過去平成25年ノートパソコン等を所持しており、出先、会議、現場等に持ち込んで使用し、又は事務所内で政務活動をするために使用していたものの、平成25年ノートパソコン等は平成27年9月に破損した。そして、過去所持していた2台の個人パソコンも、いずれも破損している。また、事務職員1名、親族1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

- (ア) 原告は、中山議員が平成25年ノートパソコン等の破損後に改めてパソコンを購入していないから、そもそも平成25年ノートパソコン等は不要であったと主張する。

しかしながら、中山議員は、平成25年ノートパソコン等の破損後、代替として個人パソコンを購入して使用しており、原告の主張は、その前提を欠くものである。

(イ) 原告は、中山議員は個人パソコン及び個人私費パソコンを合計で3台所持しており、中山議員、妻、事務職員が使用するパソコンは足りているから、平成26年デスクトップパソコン等が更に必要であるとはいえないと主張する。しかしながら、県議は様々な場所で政務活動を行うことを踏まえると、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。また、中山議員、妻及び事務職員1名がパソコンを使用することから、事務所においては3台のパソコンが必要であるし、自宅兼事務所においても、政務活動のためにパソコンが必要である。

(ウ) 原告は、議員貸与パソコンのみで用途を満たせるから、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張するものの、県議は様々な場所で政務活動を行う上、そもそも議会貸与ノートパソコンは会派控室に備え置かれていることからすると、その他の場所において政務活動をするためには、他のパソコンが必要である。

#### コ 本木議員について

本木議員は、議会貸与ノートパソコン、事務所に設置しているが故障中の平成25年ノートパソコン等、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等（ただし、プリンターは破損している。）、事務所に設置している個人私費パソコンを所持している。そして、本木議員は、質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集のために、平成25年ノートパソコン等を使用している。また、事務職員1名、親族1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、本木議員が平成25年ノートパソコン等の破損後に改めてパソコンを購入していないから、そもそも平成25年ノートパソコン等は不要であったと主張する。

しかしながら、本木議員は、平成25年ノートパソコン等の破損後、

代替として以前購入していた個人私費パソコンを使用しており、原告の主張は、その前提を欠くものである。

(イ) 原告は、本木議員は、平成26年デスクトップパソコン等について、調査等の写真の整理、インターネットによる情報の収集のために使用しているのみであり、政務活動のために十分に活用していないと主張する。しかしながら、本木議員がそれ以外の用途に一切使用していないということではない上、上記の用途も政務活動の一環として必要であることは明らかであるから、原告の主張は、独自の見解をいうものである。

(ウ) 原告は、議員貸与パソコンのみで用途を満たせるから、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張するものの、県議は様々な場所で政務活動を行う上、そもそも議会貸与ノートパソコンは会派控室に備え置かれているのであるから、その他の場所において政務活動をするためには、他のパソコンが必要である。

(エ) 原告は、本木議員がこれまで個人パソコン及び個人私費パソコンを購入していないことから、議会貸与ノートパソコンで事足りていたものと考えられ、平成25年ノートパソコン等及び平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張する。

しかしながら、別紙3は、過去におけるパソコンの購入歴を全て記載したものではないから、その記載がないからといって、過去にパソコンを購入していなかったことを示すものではない。前記(ア)のとおり、本木議員は、平成25年ノートパソコン等の破損後、代替として以前購入していた個人私費パソコンを使用しており、原告の主張は、その前提を欠くものである。

サ 佐藤議員について

佐藤議員は、議会貸与ノートパソコン、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等、事務所用の個人パソコン及び個人私費パソコ

ン並びに持ち運び用の個人パソコンを所持している。過去本件タブレットを所持しており、現場・視察先での写真撮影やブログへの掲載、メール送受信、インターネットによる情報収集等に活用していたものの、本件タブレットは平成27年秋に破損した。そして、過去所持していた2台の個人パソコンも、いずれも破損している。また、事務職員1名、親族1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、佐藤議員が本件タブレットの破損後に改めてタブレットを購入していないから、そもそも本件タブレットは不要であったと主張する。

しかしながら、佐藤議員は、本件タブレットの破損後、代替として親族から譲り受けたタブレットを使用しているのであるから、原告の主張は、その前提を欠くものである。

(イ) 原告は、個人パソコンと平成26年デスクトップパソコン等は用途が同じであるから、平成26年デスクトップパソコン等は不要であり、議員貸与パソコンと個人パソコンを活用すれば、平成26年パソコンは不要であると主張する。

しかしながら、前記(3)のとおり、県議は様々な場所で政務活動を行うことや、事務職員1名、親族1名がパソコンを使用して政務活動を補助していることを踏まえると、複数台のパソコンを所持することが必要である。また、そもそも議会貸与ノートパソコンは会派控室に備え置かれているのであるから、その他の場所において政務活動をするためには、他のパソコンが必要である。

#### シ 石川議員について

石川議員は、議会貸与ノートパソコン、自宅兼事務所に設置している平成25年ノートパソコン等、個人パソコン及び自宅に設置している平成26年デスクトップパソコン等を所持しており、過去所持していた個人私費パソコンは、現在破損している。そして、石川議員は、質問原稿等の文書

作成、議会報告書等の作成、調査等の写真の整理、インターネットによる情報収集、メールの送受信、広聴活動資料作成等のために、平成25年ノートパソコン等を使用しており、個人パソコンは、インターネットに接続せず、個人情報等の管理に使用している。また、親族1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、石川議員が平成26年デスクトップパソコン等を自宅に設置するまで、個人パソコン以外のパソコンを設置していなかったことから、自宅兼事務所では、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張する。

しかしながら、石川議員は、個人パソコンについては、インターネットに接続せず個人情報等の管理に使用しているのに対し、平成26年デスクトップパソコン等は、インターネットに接続して政務活動に使用しているから、不要であるとはいえない。

(イ) 原告は、議会貸与ノートパソコンのみで用途を満たせるから、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張するものの、県議は様々な場所で政務活動を行う上、そもそも議会貸与ノートパソコンは会派控室に備え置かれているのであるから、その他の場所において政務活動をするためには、他のパソコンが必要である。

#### ス 喜蔵議員について

喜蔵議員は、議会貸与ノートパソコン、本件タブレット、自宅兼事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等、個人パソコン及び個人私費パソコンを所持しており、過去自宅兼事務所に設置していた個人私費パソコンは、平成30年11月に破損した。そして、喜蔵議員は、質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信のために、本件タブレットを使用している。また、



親族1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、本件タブレットにつき、文書作成には適さないので質問原稿等の文書作成のために利用しているとは考えられないと主張するものの、タブレットには、文書作成ソフトやメモ機能が搭載されており、外出先において、簡単な文書やメモの作成に利用することは十分に可能である。

(イ) 原告は、喜蔵議員が個人パソコン及び個人私費パソコンを所持しているので、議会貸与ノートパソコンと併せてこれらを有効活用すれば、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張する。

しかし、前記(3)のとおり、県議は様々な場所で政務活動を行うことや、事務職員等が政務活動を補助していることを踏まえると、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。また、そもそも議会貸与ノートパソコンは会派控室に備え置かれているのであるから、その他の場所において政務活動をするためには、他のパソコンが必要である。なお、個人私費パソコンは、主として後援会活動や食堂経営のために使用している。

#### セ 只野議員について

只野議員は、議会貸与ノートパソコン、自宅に設置している平成25年ノートパソコン等及び事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等を所持している。そして、只野議員は、質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、議会報告会用の資料作成及びインターネットによる情報収集のために、平成25年ノートパソコン等を使用している。また、親族2名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、議会貸与ノートパソコンを活用すれば、平成25年ノートパソコン等又は平成26年デスクトップパソコン等のいずれかは不要であると主張する。

しかし、前記(3)のとおり、県議は様々な場所で政務活動を行うことや、親族が政務活動を補助していることを踏まえると、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。また、そもそも議会貸与ノートパソコンは会派控室に備え置かれているのであるから、その他の場所において政務活動をするためには、他のパソコンが必要である。

- (イ) 原告は、只野議員がこれまで個人パソコン及び個人私費パソコンを購入していないことから、議会貸与ノートパソコンで事足りていたものと考えられ、平成25年ノートパソコン等及び平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張する。

しかしながら、別紙3は、過去におけるパソコンの購入歴を全て記載したものではないから、その記載がないからといって、過去にパソコンを購入していなかったことを示すものではない。仮に、パソコンを購入していなかったとしても、一般的に、政務活動において、パソコンが極めて有用な機器であることからすれば、パソコンの導入の必要性はより高いものであるというべきである。

#### ソ 菊地議員について

菊地議員は、議会貸与ノートパソコン、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等及び個人パソコンを所持しており、過去所持していた平成25年ノートパソコン等は平成29年7月に破損し、個人私費パソコンも破損している。そして、菊地議員は、質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集及びメールの送受信のために、平成25年ノートパソコン等を使用していたが、現在は、主として平成26年デスクトップパソコン等を使用している。また、事務職員1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、菊地議員は、家族個人が所有するパソコンを使用すればよかつたのであり、平成25年ノートパソコン等は不要であると主張する。

しかしながら、菊地議員が家族個人所有のパソコンを使用していたのは、平成29年7月に平成25年ノートパソコン等が破損したことに伴う緊急措置であるから、菊地議員は、平成25年ノートパソコン等を有効に活用していたといえる。そもそも、家族がパソコンを所有しているから、政務活動用にパソコンを導入する必要はないという原告の主張は、常識的に考えても相当ではない。

(イ) 原告は、議会貸与ノートパソコンのみで用途を満たせるから、平成25年ノートパソコン等は不要であると主張するものの、県議は様々な場所で政務活動を行う上、そもそも議会貸与ノートパソコンは会派控室に備え置かれているのであるから、その他の場所において政務活動をするためには、他のパソコンが必要である。

(ウ) 原告は、平成26年デスクトップパソコン等は使用者が不明であると主張するものの、平成26年デスクトップパソコン等は、主として菊地議員本人が事務所で使用しているものである。

#### タ 伸二議員について

伸二議員は、議会貸与ノートパソコン、自宅に設置している平成25年ノートパソコン等、事務所に設置している個人パソコン2台を所持しており、過去所持していた平成26年デスクトップパソコン等は、現在不具合が生じている。そして、伸二議員は、質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集及びメールの送受信のために、平成25年ノートパソコン等を使用していた。また、事務職員1名及び親族5名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、伸二議員は個人パソコンを2台所持しているので、平成26

年デスクトップパソコン等は不要であると主張する。

しかしながら、個人パソコンのうち1台は、平成26年デスクトップパソコン等に不具合が生じたため、これまで持ち運びで使用していたノートパソコンを事務所用と兼用で使用するようになったものであり、平成26年デスクトップパソコン等を有効に活用していたことを裏付けている。また、事務職員等が政務活動を補助していることを踏まえると、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。

(イ) 原告は、伸二議員が平成26年デスクトップパソコン等の故障後に修理をし又は新しいパソコンを購入していないから、平成26年パソコンは不要であると主張するものの、伸二議員は、このパソコンに不具合が生じた後、その代替として新たに個人パソコン1台を事務所に設置しているから、原告の主張は、その前提に誤りがある。

(ウ) 原告は、議会貸与ノートパソコンを活用すれば足りるので、平成25年ノートパソコン等は不要であると主張するものの、県議は様々な場所で政務活動を行う上、そもそも議会貸与ノートパソコンは会派控室に備え置かれているのであるから、その他の場所において政務活動をするためには、他のパソコンが必要である。

#### チ 細川議員について

細川議員は、議会貸与ノートパソコン、自宅に設置している平成25年ノートパソコン等及び個人パソコンを所持しており、平成26年デスクトップパソコン等は、平成30年12月に事務所が閉鎖したため返還した。そして、細川議員は、質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集及びメールの送受信のために、平成25年ノートパソコン等を使用している。なお、現在は、パソコン等を使用して政務活動を補助する事務職員

及び親族はいないものの、過去事務職員2名もパソコン等を使用していた。

原告は、細川議員が平成25年ノートパソコン等及び個人パソコンを活用すれば、平成26年デスクトップパソコン等は不要であり、さらに、議会貸与ノートパソコンを有効活用すれば、平成25年ノートパソコンも不要であると主張する。

しかしながら、県議は様々な場所で政務活動を行うことや、過去事務職員もパソコン等を使用していたこと等を踏まえると、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。また、そもそも議会貸与ノートパソコンは会派控室に備え置かれているのであるから、その他の場所において政務活動をするためには、他のパソコンが必要である。

#### ツ 村上議員について

村上議員は、議会貸与ノートパソコン、事務所に設置して持ち運びもする平成25年ノートパソコン等、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等、個人パソコン及び自宅に設置している個人私費パソコンを所持しており、過去所持していた個人パソコンは、現在破損している。そして、村上議員は、質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の記録の作成、報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成及びインターネットによる情報収集のために、平成25年ノートパソコン等を使用していた。また、事務職員1名、親族1名がパソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、平成25年ノートパソコン等は、持ち運びに不向きであるから、持ち運び用として必要であるとは考えられないと主張するものの、当該パソコンのスペックから、直ちに持ち運びに使用していなかったことが推認されるものではなく、ノートパソコンである以上、本来持ち運んで使用し得るものである。

(イ) 原告は、議会貸与ノートパソコンのみで用途を満たせるから、平成2

6年デスクトップパソコン等は不要であると主張するものの、県議は様々な場所で政務活動を行う上、そもそも議会貸与ノートパソコンは会派控室に備え置かれているのであるから、その他の場所において政務活動をするためには、他のパソコンが必要である。

(ウ) 原告は、平成26年デスクトップパソコン等の使用者が不明であると主張するものの、当該パソコンは、事務所に設置されており、村上議員本人及び補助業務を行っている妻が、政務活動に使用している。

テ 幸士議員について

幸士議員は、議会貸与ノートパソコン、自宅兼事務所に設置して持ち運びもする平成25年ノートパソコン等、事務所に設置している個人パソコン、自宅に設置している個人パソコンを所持しており、事務所には平成26年デスクトップパソコン等も設置しているものの、現在不具合が生じている。そして、幸士議員は、質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信のために、平成25年ノートパソコン等を使用している。また、親族1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(エ) 原告は、平成25年ノートパソコン等は、持ち運びに不向きであるから、持ち運び用として必要であるとは考えられないと主張するものの、当該パソコンのスペックから、直ちに持ち運びに使用していなかったことが推認されるものではなく、ノートパソコンである以上、本来持ち運び用に使用し得るものである。

(イ) 原告は、議会貸与ノートパソコンのみで用途を満たせるから、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張するものの、県議は様々な場所で政務活動を行う上、そもそも議会貸与ノートパソコンは会派控室に備え置かれているのであるから、その他の場所において政務活動をするためには、他のパソコンが必要である。

(ウ) 原告は、幸士議員がこれまで個人パソコン以外に事務所に設置するパソコンを購入していないことから、当該パソコン以外に平成25年ノートパソコン等及び平成26年デスクトップパソコン等を設置することは不要であると主張する。

しかしながら、前記(3)のとおり、県議は様々な場所で政務活動を行うことや、事務職員等が政務活動を補助していることを踏まえると、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。

ト 敦議員について

敦議員は、議会貸与ノートパソコン、本件タブレット、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等、自宅に設置している個人パソコンを所持しており、過去所持していた3台の個人パソコンは、いずれも破損している。そして、敦議員は、調査等の写真の整理及びインターネットによる情報収集のために、本件タブレットを使用している。また、親族1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、インターネットを利用するのであれば、携帯電話で代用可能であるから、本件タブレットが政務活動のために特に必要であるとは考えられないと主張するものの、一般的に、携帯電話の画面は小さく、県議が調査研究目的で様々な情報を収集する場合に、携帯電話のみで用途を充足できることは少ないのであり、インターネットを利用するにはタブレットの方がより適している。

(イ) 原告は、敦議員は、これまで個人パソコン及び個人私費パソコンを購入して事務所に設置していないことから、議会貸与ノートパソコンで事足りていたものと考えられ、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張する。

しかしながら、別紙3は、過去におけるパソコンの購入歴を全て記載したものではないから、その記載がないからといって、過去にパソコン

を購入していなかったことを示すものではない。仮に、パソコンを購入していなかったとしても、一般的に、政務活動において、パソコンが極めて有用な機器であることからすれば、パソコンの導入の必要性はより高いものであるというべきである。そして、そもそも議会貸与ノートパソコンは会派控室に備え置かれているのであるから、その他の場所において政務活動をするためには、他のパソコンが必要である。

#### ナ 守屋議員について

守屋議員は、議会貸与ノートパソコン、平成29年7月以降に自宅から事務所に移動させた平成26年デスクトップパソコン等、自宅兼事務所に設置して持ち運びもする個人私費パソコンを所持している。また、親族1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、平成29年7月以前は、自宅に平成26年デスクトップパソコン等及び個人私費パソコンが設置されており、平成26年デスクトップパソコン等が政務活動のために有効利用されていたのか疑問であると主張するものの、これらの事情が平成26年デスクトップパソコン等の必要性を否定する事情となり得るかが不明である。

(イ) 原告は、議会貸与ノートパソコンを活用すれば、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張するものの、県議は様々な場所で政務活動を行う上、そもそも議会貸与ノートパソコンは会派控室に備え置かれているのであるから、その他の場所において政務活動をするためには、他のパソコンが必要である。

#### ニ 賢司議員について

賢司議員は、議会貸与ノートパソコン、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等、個人パソコン及び個人私費パソコンを所持している。また、事務職員1名、親族1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。



原告は、個人パソコン及び個人私費パソコンを活用すれば、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張するものの、県議は様々な場所で政務活動を行うことや、事務職員等が政務活動を補助していることを踏まえると、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。

ヌ 横山議員について

横山議員は、議会貸与ノートパソコン、本件タブレット、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等、個人私費パソコン及び自宅に設置している個人私費パソコンを所持している。そして、横山議員は、本件タブレットを持ち運び、現地視察における写真撮影等の用途に有効活用している。また、事務職員1名、親族1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

原告は、個人私費パソコン2台を有効活用すれば、用途が同じであるから、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張するものの、前記(3)のとおり、県議は様々な場所で政務活動を行うことや、事務職員等が政務活動を補助していることを踏まえると、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。

ネ 勝幸議員について

勝幸議員は、議会貸与ノートパソコン、本件タブレット、自宅に設置している平成26年デスクトップパソコン等、持ち運び用の個人パソコン、事務所に設置している個人パソコンを所持している。そして、勝幸議員は、インターネットによる情報収集及びメールの送受信のために、本件タブレットを使用している。また、事務職員3名、親族1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、インターネットを利用するのであれば、携帯電話で代用可能であるから、本件タブレットが政務活動のために特に必要であるとは考

えられないと主張するものの、一般的に、携帯電話の画面は小さく、県議が調査研究目的で様々な情報を収集する場合に、携帯電話のみで用途を充足できることは少ないのであり、インターネットを利用するにはタブレットの方がより適している。

(イ) 原告は、個人パソコン2台を有効活用すれば、用途が同じであるから、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張するものの、前記(3)のとおり、県議は様々な場所で政務活動を行うことや、事務職員等が政務活動を補助していることを踏まえると、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。

ノ 遠藤議員について

遠藤議員は、議会貸与ノートパソコン、本件タブレット、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等、事務所に設置している個人パソコン及び自宅に設置している個人私費パソコンを所持している。そして、遠藤議員は、質問原稿等の文書作成のために本件タブレットを使用しており、平成26年デスクトップパソコン等は遠藤議員及び親族が使用し、個人パソコンは主として事務職員が使用している。また、事務職員2名及び親族1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、本件タブレットは文書作成には適さないもので、これが質問原稿等の文書作成のために利用されているとは考えられないと主張するものの、タブレットには、文書作成ソフトやメモ機能が搭載されており、外出先において、簡単な文書やメモの作成に利用することは十分に可能である。

(イ) 原告は、議会貸与ノートパソコンを有効活用すれば、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張するものの、県議は様々な場所で政務活動を行う上、そもそも議会貸与ノートパソコンは会派控室に備え置かれているのであるから、その他の場所において政務活動をするた

めには、他のパソコンが必要である。

#### ハ 深谷議員について

深谷議員は、議会貸与ノートパソコン、本件タブレット、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等（ただし、平成29年12月以降は自宅に設置している。）及び事務所に設置している個人パソコンを所持している。そして、深谷議員は、インターネットによる情報収集のために本件タブレットを使用している。また、事務職員1名及び親族1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、インターネットを利用するのであれば、携帯電話で代用可能であるから、本件タブレットが政務活動のために特に必要であるとは考えられないと主張するものの、一般的に、携帯電話の画面は小さく、県議が調査研究目的で様々な情報を収集する場合に、携帯電話のみで用途を充足できることは少ないのであり、インターネットを利用するにはタブレットの方がより適している。

(イ) 原告は、深谷議員は個人パソコンを所持しているので、議会貸与ノートパソコンと併せてこれらを有効活用すれば、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張する。

しかしながら、前記(3)のとおり、県議は様々な場所で政務活動を行うことや、事務職員等が政務活動を補助していることを踏まえると、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。また、そもそも議会貸与ノートパソコンは会派控室に備え置かれているのであるから、その他の場所において政務活動をするためには、他のパソコンが必要である。

#### ヒ 庄田議員について

庄田議員は、議会貸与ノートパソコン、自宅に設置している平成26年デスクトップパソコン等、持ち運び用の個人パソコンを所持しており、議

員になる前に購入した2台の個人私費パソコンを事務所に設置している。また、事務職員1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

原告は、庄田議員は、個人パソコン及び個人私費パソコンを合計3台所持しているので、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張する。

しかしながら、前記(3)のとおり、県議は様々な場所で政務活動を行うことや、事務職員等が政務活動を補助していることを踏まえると、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。そもそも、個人私費パソコンは、より効率よく業務を行うために、庄田議員が議員になる前に購入したものを事務所に持ち込んだものであるが、業務効率化のために私物のパソコンを活用していることをもって平成26年デスクトップパソコン等の必要性を否定するのは論理に飛躍があるし、常識的に考えても不当である。なお、個人私費パソコンのうち1台は、主として後援会活動のために使用している。

#### フ 中島議員について

中島議員は、議会貸与ノートパソコン、自宅及び事務所にそれぞれ設置している個人私費パソコンを所持しており、補助参加人の退会に伴って、平成26年デスクトップパソコン等は返還した。そして、過去所持していた本件タブレットは、平成28年2月に破損した。また、事務職員1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。なお、中島議員は、平成30年11月、補助参加人に再入会した。

(ア) 原告は、中島議員が本件タブレット破損後に修理や再購入をしていないことから、そもそも本件タブレットは不要であると主張する。

しかしながら、破損後再購入していないことから、直ちに本件タブレットを利用していなかったことにはならず、むしろ、利用していたからこそ破損したものというべきである。現在、中島議員は本件タブレット

の代替としてスマートフォンを活用している。

(イ) 原告は、中島議員が平成26年デスクトップパソコン等を会派に返還した後に再購入していないことから、そもそも平成26年デスクトップパソコン等は不要であったと主張する。

しかしながら、中島議員は、平成26年デスクトップパソコン等の会派返還後は、事務職員用パソコンを借りて使用しているから、原告の主張は、その前提を欠くものである。

ハ 渡辺和喜議員（以下「和喜議員」という。）について

和喜議員は、議会貸与ノートパソコンを所持しており、本件タブレット及び平成26年デスクトップパソコン等は返還した。なお、パソコン等を使用して政務活動を補助する事務職員及び親族はいない。

ホ 齋藤議員について

齋藤議員は、議会貸与ノートパソコンを所持しており、補助参加人に所属する前に購入した個人パソコン2台を事務所に設置している。また、事務職員3名及び親族1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

原告は、齋藤議員は議会貸与ノートパソコンを会派控室に設置しているのみであるから、当該パソコンを活用すれば、平成25年ノートパソコン等及び平成26年デスクトップパソコン等が不要であることが裏付けられていると主張する。しかしながら、齋藤議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、事務所に2台の個人パソコンを設置して使用しているから、原告の主張は、その前提を欠くものである。

マ 宗也議員について

宗也議員は、議会貸与ノートパソコン、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等、自宅に設置している個人私費パソコン及び私物として持ち運んでいる個人私費パソコンを所持しており、過去所持して

いた本件タブレットは破損している。そして、宗也議員は、文書作成、メール送受信、情報収集等のために、平成26年デスクトップパソコン等及び個人私費パソコンを使用しており、インターネットによる情報収集等のために、本件タブレットを使用していた。また、親族1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

### ミ 会派控室について

会派控室には、平成25年デスクトップパソコン等1セット、本件タブレット1台、平成28年デスクトップパソコン等が設置されている。また、平成26年デスクトップパソコン等は、会派役員室に4セット設置されている。

このうち、平成25年デスクトップパソコン等1セットは、会派での様々な会議の記録の作成、会派や会派所属議員の各種広報活動、その他様々な調査活動における書面の作成、写真の編集・管理、印刷等のために使用している。また、平成28年デスクトップパソコン等は、会派で雇用している事務職員が政務活動の補助業務を行うために使用している。そして、本件タブレットは、議員や事務職員が主として外出先で使用したり、会派のホームページの更新等に使用したりしている。

(ア) 原告は、本件タブレットは、文書作成には適さないので質問原稿等の文書作成のために利用されているとは考えられないと主張するものの、タブレットには、文書作成ソフトやメモ機能が搭載されており、外出先において、簡単な文書やメモの作成に利用することは十分に可能である。

(イ) 原告は、会派控室には議会貸与ノートパソコンが設置されているので、会派役員室において平成26年デスクトップパソコン等4セットを政務活動のために利用しているとは考えられないと主張する。

しかしながら、会派役員室は、会派控室とは別室となっていることから、会派役員が会派役員室内で政務活動をする際に、会派役員室に設置されて

いるパソコンを活用している。

(ウ) 原告は、会派控室には議会貸与ノートパソコンが設置されているので、平成25年デスクトップパソコン等1セットが実際に政務活動のために利用されているとは考えられないと主張する。

しかしながら、平成25年デスクトップパソコン等1セットは、会派控室内の共用スペースに設置されており、カラープリンターに接続した上で、会派全体の政務活動や議員連盟による政務活動に関する各種書面作成や写真の編集・管理等のために共同で使用されている。平成25年デスクトップパソコン等は、過去上記用途のために使用していたパソコンのOSが古くなり、劣化が著しかったためにその代替として購入されたものであり、必要性・有用性が認められることは明らかである。

#### ム 前職議員らについて

原告は、前職議員らは、平成25年ノートパソコン等の破損後、誰もパソコンを再購入していないことからすれば、そもそも当該パソコンは不要であったと主張するものの、破損後再購入していないことをもって、直ちに当該パソコンを利用していなかったことにはならず、むしろ、利用していたからこそ破損したというべきである。

また、原告は、前職議員らは、平成26年デスクトップパソコン等を利用するまで、個人パソコン及び個人私費パソコンを購入していなかったのであるから、そもそも政務活動において議会貸与ノートパソコン以外のパソコンは必要なかったと主張する。しかしながら、別紙3は、過去におけるパソコンの購入歴をすべて記載したものではないから、その記載がないからといって、過去にパソコンを購入していなかったことを示すものではない。仮に、パソコンを購入していなかったとしても、一般的に、政務活動においてパソコンは極めて有用な機器であることからすれば、パソコンの導入の必要性はより高いものであるというべきである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 総論

##### (1) 判断枠組みについて

ア 法100条14項は、地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができるものと規定しており、同条16項は、議長は、同14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとするとして規定している。これらの規定の趣旨は、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることによって地方公共団体の議会の審議能力を強化するために、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化するとともに、その使途の透明性を確保しようとしたものである。

そして、同条14項後段は、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならないと規定しているところ、その趣旨は、同条が定める政務活動費の交付の対象その他の具体的な定めについては、各地方自治体の実情に応じた運用を図るために、条例に委ねたものと解するのが相当である。

したがって、政務活動費に係る支出の適否は、上記各規定の趣旨に反しない限り、各地方公共団体における条例等の定めるところに従うべきであり、条例等における使途に係る定めが上記法の趣旨に則って定められている場合には、それらの定めに基づいて政務活動費に係る支出の適否を判断するのが相当である。

イ 本件条例は、法100条14項ないし16項の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものであり（1条）、本件条例2条は、政務活動費について、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把



握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費に対して交付すると規定するとともに、本件条例別表（第2条関係）は、政務活動費を充てることができる経費について、本件支出に関する事務費として、会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要するものとしている。

そうすると、これらの規定は、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることによって地方公共団体の議会の審議能力を強化するとともに、政務活動費の使途の透明性を確保するために設けられたものであるから、上記法の趣旨に則って定められているものといえる。

したがって、本件支出の適否は、本件支出が本件条例の定める使途（以下「本件使途基準」という。）に合致するか否かに基づいて判断するのが相当であるといえるから、本件支出が、会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要するものと認められない場合には、本件支出は、本件条例に反するものとして違法になるというべきである。

さらに、宮城県議会が作成した本件手引は、本件条例及び本件条例施行規程に基づき、政務活動費に係る交付の実務を具体的に整理したものであり、法規範性を有するものではないものの、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることによって地方公共団体の議会の審議能力を強化するとともに、政務活動費の使途の透明性を確保するために設けられたものであり、現に宮城県における政務活動費の支出は、本件手引に基づき運用されていた事情を踏まえると、本件条例の定める使途の趣旨又は具体的内容を推知させるものとして、本件条例の定める使途に係る適合性判断に当たって十分に参考にされるべきものである。

ウ もっとも、会派及び議員の政務活動は、県政全般に及ぶものであり、その対象又は方法も、広範かつ多岐にわたるものであることを踏まえると、政務活動の手段方法及び内容を選択するに当たっては、会派及び議員の自

主性及び自立性を尊重すべき要請も存在するといえる。そうすると、いかなる手段方法によりいかなる政務活動を行うかについては、会派又は議員の広範な裁量的判断に委ねられている側面があることは否定できない。

したがって、政務活動費の支出が、会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要するものと認められない場合とは、上記側面に鑑みると、支出を行った会派又は議員の判断が不合理である場合をいうものとして、当該支出と政務活動との間に合理的関連性がない場合をいうものと解するのが相当である。

エ これに対し、原告は、本件手引において政務活動費を支出する要件として要求されている直接性及び必要性は、所得税法上の定めと同様に理解すべきであり、当該事務用品の購入費用の主たる部分が政務活動に必要なことが認められ、政務活動に必要な部分が明確に区分できる部分について政務活動費を充当することが、政務活動費を充当するための要件であると考えらるべきであると主張する。

しかしながら、所得税法は、「所得税について、納税義務者、課税所得の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続、源泉徴収に関する事項並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるもの」(所得税法1条)であって、国民に対する納税義務を定めるものであるのに対し、政務活動費制度は、地方公共団体の議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることを目的とするものであって、上記において説示したとおり、その調査研究活動につき議員の広範な裁量的判断に委ねられている側面もあることを踏まえると、所得税法と趣旨目的が同一のものであるとはいえず、政務活動費を充当するための要件を、所得税法の趣旨目的から解釈するのは相当ではない。

したがって、原告の主張は、独自の見解をいうものであり、採用することができない。

## (2) 主張立証責任について

本件訴訟においては、原告が、被告に対し、補助参加人への不当利得返還請求をするよう求めるものであるから、民事訴訟の一般原則に照らせば、原告において、本件支出が本件使途基準に合致しないことについて主張立証責任を負うものというべきである。

しかしながら、政務活動費の支出の過程に関与していない原告においては、当該支出が本件使途基準に合致しないことを具体的に明らかにすることは困難である場合もある一方、被告においては、補助参加人が支出の過程で自ら作成又は受領した書面等を提出することにより、当該支出が本件使途基準に合致することについて説明することは比較的容易であるといえる。また、前記のとおり、法の趣旨には、政務活動費の使途の透明性の確保も含まれていることに鑑みれば、一定の場合には被告に支出の使途に関する説明を求めることが、法の趣旨に適うものであるといえることができる。

そうすると、原告において、本件支出につき、本件使途基準に合致しない支出であることを推認させる一般的、外形的な事実の存在を主張立証した場合において、被告が適切な反証を行わないときは、本件支出は本件使途基準に反する違法なものであると判断するのが相当である。

## (3) 本件手引に基づく支出額の按分について

本件手引は、会派又は議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多いことを踏まえ、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適當な場合には、使用面積や活動実績などの合理的な方法によって按分処理することとし、按分割合が明確にできない場合には、2分の1以下で按分することができ、2分の1を超える充当には合理的な理由を明記する旨規定しているところ(甲6)、このような取扱いは、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることによって地方公共団体の議会の審議能力を強

化するとともに、政務活動費の使途の透明性を確保するという法及び本件条例の規定の趣旨に沿うものである。

そうすると、原告による主張立証の結果、被告による反証を考慮しても、本件支出の一部が政務活動以外の目的で支出されたものと認められる場合には、経費の全額について政務活動との合理的関連性を有するということができないことになる。このような場合には、上記取扱いに基づき、被告において政務活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合を算定することができる場合には当該割合により按分し、当該割合を算出することができない場合には、少なくとも当該支出の2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないというべきである。

## 2 本件支出について

本件支出は、パソコン、その周辺機器、プリンター及びタブレットに係る支出であるところ、パソコン、その周辺機器、プリンター及びタブレットは、通常、調査研究活動に限定されずに様々な用途で使用される汎用品であるから、本件パソコン等については、汎用品という性質上、一般的、外形的事実から、少なくとも、政務活動以外の事務の遂行にも使用されているものと推認することができる。

他方、本件使途基準は、事務費につき、会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費と定めているところ、本件パソコン等に係る支出には、上記によれば、政務活動以外の事務の遂行に要する経費も含まれ、その按分割合を明確にできない場合に当たることからすると、被告が適切な反証を行わない限り、少なくとも本件支出の合計額の2分の1を超えて政務活動費から支出した部分は違法であるというべきである。

もっとも、前記前提事実によれば、補助参加人は、本件パソコン等のうち、平成25年ノートパソコン等18セット、本件タブレット15台及び平成26年デスクトップパソコン等33セット（会派役員室に設置されているものも含

む。以下、併せて「返還済みパソコン等」という。)については、支出した政務活動費の半額を返還していることが認められる。

そうすると、本件手引によれば、そもそもパソコン等は事務用機器として政務活動に係る事務の遂行に要する経費として認められており、政務活動費による充当を按分処理する場合にはその積算根拠を明確にする必要があると規定されている趣旨目的に鑑みると、原告がその残額（以下「本件残額」という。）について更に返還を求めるに当たっては、原告において、パソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は政務活動に係る事務の遂行に2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証することが必要であると解するのが相当である。

そして、原告が上記にいう一般的、外形的事実の存在を主張立証した場合において、被告が適切な反証を行わないときは、本件支出の全て又は上記按分割合は、本件用途基準に反する違法なものであると判断するのが相当である。

以上を踏まえると、返還済みパソコン等については、各県議のパソコン等の使用状況、使用人数その他の事実関係を踏まえ、原告において、パソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したと認められるかどうかにつき検討することとし、他方、それ以外のパソコン等（いずれも会派控室に設置されているものであり、以下「会派控室パソコン等」という。）については、被告において、政務活動に係る事務の遂行に全て使用されていること又は政務活動に係る事務の遂行に2分の1を超えて使用された割合を主張する場合にはその按分割合を反証したと認められるかどうかにつき、検討する。

### 3 認定事実

前記前提事実（第2の2）に、後掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、

以下の事実が認められる。

(1) 議会貸与ノートパソコンについて

宮城県議会は、県議に対して、県議会イントラネットシステム等を利用するための議会貸与ノートパソコンを、会派控室に設置して貸与している（丙9～37）。そして、議会貸与ノートパソコンは、本件イントラネット利用要領により、県議会庁舎外に持ち出すことが禁止されているため、各県議は議会貸与ノートパソコンを県議会庁舎外で使用することはできない（丙9）。

(2) 平成25年ノートパソコン等及び本件タブレットの購入

補助参加人の役員は、平成24年11月頃から、補助参加人において、現場における写真の撮影や有権者に対する活動の報告に活用できるのではないかと考え、持ち運びが容易なタブレットの購入の検討を開始した。その後、会派所属の県議の中には、タブレットよりもノートパソコンを希望する県議もいたことから、補助参加人所属の議員の希望に応じてノートパソコン及びタブレットを購入し、補助参加人から貸与する方針につき、補助参加人所属の議員全員が参加する会派総会において意見を聞いたところ、異論がなかったため、最終的に購入を決定した（証人佐藤議員1～4頁）。

そこで、補助参加人は、平成25年3月14日、平成25年ノートパソコン等18セットを購入し、264万4431円を支払った。また、補助参加人は、同月28日、本件タブレット16台を購入し、92万6800円を支払った。

そして、本件タブレット16台のうち1台（Apple/iPad）は、会派控室に設置され、残りの15台（Apple/iPad mini1台及びApple/iPad14台）は、各県議に貸与された（弁論の全趣旨）。その後、補助参加人は、本件タブレット16台の購入代金のうち、各県議に貸与した上記15台分の購入代金86万8000円につき、その半額である43万4000円相当額を宮城県知事に返還した（乙2、前提事実）。

なお、平成25年ノートパソコン等は、会派控室に設置されたものではなく、平成25年ノートパソコン等18セット及び本件タブレット15台（本件タブレット16台のうち会派控室に設置された1台を除いたもの）は、会派から県議に貸与することとしており、県議でなくなった者は、貸与を受けていた本件タブレットを補助参加人に返還し、補助参加人は、新たに補助参加人に所属した県議に対し、これを貸与している（証人佐藤議員4頁、弁論の全趣旨）。

(3) 平成25年デスクトップパソコン等

補助参加人は、会派控室で使用していたパソコンのOSが古くなったことや、会派所属の県議らがカラープリンターの設置を求めていたことから、平成25年3月19日、平成25年デスクトップパソコン等1セットを購入し、77万8050円を支払った（証人佐藤6～7頁）。平成25年デスクトップパソコン等は、会派控室の共用スペースに設置されている（丙20）。

(4) 平成26年デスクトップパソコン等

補助参加人の役員会は、平成26年1月頃から、同年4月にウィンドウズXPのサポートが終了することを契機に、個人情報等を保護する一方、古いパソコンを買い換えることで政務活動を効率化するため、会派においてパソコンを購入することについて検討を開始した（証人中山議員1～3頁）。また、県政報告会等の広報活動のため、A3版の印刷ができるプリンターの購入についても検討した（証人中山議員3頁）。

その後、会派総会において議論が行われ、同年4月以降にウィンドウズXPのパソコンをインターネットに接続して使用することは危険であること等を説明したところ、消極意見がなかったため、補助参加人は、3社から見積りを取得した上、同年3月31日、平成26年デスクトップパソコン等（A3インクジェット複合機を含む。）33セットを購入し、1319万1255円を支払った（証人中山議員4～5頁、27頁、前提事実）。

そして、平成26年デスクトップパソコン等のうち4セットは、会派役員室に設置され、その他は、各県議に貸与されている。なお、補助参加人において、議員でなくなった者や会派を脱退した者が返還した平成26年デスクトップパソコン等については、新たに補助参加人に所属した県議に対して貸与している。(弁論の全趣旨)

(5) 平成28年デスクトップパソコン等

補助参加人は、会派控室に常駐している事務職員につき、専用のパソコンがなかったことから、事務職員用のパソコンを導入することとし、平成28年2月29日、平成28年デスクトップパソコン等を購入し、38万0970円を支払った。同パソコン等は、会派控室の事務職員の机に設置され、政務活動の補助業務のために使用されている。(丙25, 前提事実)

(6) 各県議等のパソコン等の使用状況

ア 中沢議員について(丙10)

中沢議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用するため、自宅に設置している平成25年ノートパソコン等の貸与を受けている。そして、中沢議員は、過去平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受け、事務所に設置していたものの、年月の経過とともに機能が低下してきたため、平成29年11月頃に補助参加人に返却し、現在は別のパソコンを使用している。なお、当該パソコンが個人パソコンであるか、個人私費パソコンであるかは明らかでない。中沢議員は、平成24年7月3日、政務活動費を支出して個人パソコンを購入したものの、その後当該パソコンは破損した。

なお、中沢議員については、2名の事務職員(岩松貴子及び中沢香織)がパソコン等を使用して政務活動を補助している。



イ 相澤議員について（丙11）

相澤議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、①写真の撮影、インターネット、簡単なメモの作成等に使用している本件タブレット、②事務所に設置して、主として事務職員が、政務活動に関する様々な文書の作成やインターネットでの調査、メールの送受信等に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けている。

なお、相澤議員については、1名の事務職員（蜂谷葉子）がパソコンを使用して政務活動を補助している。

ウ 藤倉議員について（丙12）

藤倉議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、①主に事務所に設置して、事務職員や議員本人が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集等に使用している平成25年ノートパソコン等、②事務所に設置して、主として事務職員や藤倉議員の妻が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集等に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けている。

なお、藤倉議員については、1名の事務職員（牛丸千恵子）及び藤倉議員の妻である藤倉多香が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

エ 仁田議員について（丙13）

仁田議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、①普段は自宅兼事務所に設置しているものの、必要に応じて外に持ち出し、外出先での写真撮影や調査活動に関するメモの作成、インターネットでの情報収集等に使用している本件タブレット、②自宅兼事務所に設置し、主として事務職員や仁田議員の妻が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けている。また、仁田議員は、個人私費パソコン2

台を自宅兼事務所に設置している。

なお、仁田議員については、1名の事務職員（伊藤志つゑ）、仁田議員の妻である仁田友子及び息子である仁田秀和が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

オ 畠山議員について（丙14）

畠山議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、自宅兼事務所に設置し、主として議員本人が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けている。また、自宅兼事務所に、主として妻が政務活動の補助業務や政治資金団体の事務、妻自身の仕事のために使用している個人私費パソコンを設置している。もっとも、畠山議員は、過去本件タブレットの貸与を受け、外出先や出張中に、インターネットでの情報収集やメールの送受信等に利用していたものの、これを落下させてしまったため、亀裂が入り破損した。そのため、畠山議員は、携帯電話をスマートフォンに買い換えて使用している。

なお、畠山議員については、妻である畠山れい子が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

カ 安藤議員について（丙15）

安藤議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、事務所に設置し、事務職員と議員本人が、政務活動に関する様々な文書の作成やインターネットによる情報収集、日程管理等に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けている。もっとも、安藤議員は、過去平成25年ノートパソコン等の貸与を受け、自宅に設置し、議員本人が政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集等に使用していたものの、平成28年3月頃、誤って落下させてしまったため、破損した。そのため、同年4月、タブレットとしても使えるノートパソコン